

青森県報

第三千六百三十三号

平成二十四年
十二月二十五日
(火曜日)

目次

告示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等
 道路の区域の変更
 道路の供用の開始

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告

右 同 (市振興課) 一
 右 同 (道興課) 一
 右 同 (市振興課) 一
 右 同 (道興課) 一
 右 同 (市振興課) 一
 右 同 (道興課) 一
 出先機関

土地改良区の役員就任及び退任
 (三八地民局) 四

告

示

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	十和田三戸線	三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の五二から三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の五二まで			前 二一・四〇メートルから 後 二一・四〇メートルから	四一・一〇メートル		

青森県告示第八百九十八号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十四年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

募集期間 (三次募集) 平成二十四年十二月十七日から平成二十五年一月二十五日まで	試験期日 平成二十五年二月八日(金)及び同日(土)	開始時刻 受付後に	位置 青森市大字浪館字近野四五八戸市大字市川町字桔梗野官地 むつ市大湊町四の一	名称 陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 海上自衛隊大湊基地
--	------------------------------	--------------	---	---

青森県告示第八百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月二十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

2	県道	線むつ尻屋崎	下北郡東通村大字目名字新橋九一から 下北郡東通村大字目名字新橋八〇まで	後	前	前
				一四・三九メートルまで	一三・二二メートルから 一八・二六メートルまで	一四・三〇四メートルから 一三・三九メートルまで
				一〇六・二七メートル	一一三・六〇メートル	一〇六・二七メートル

青森県告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三村申吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九八から 三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九八まで	平成二四・三・三五
県道十和田二戸線	三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の五一から 三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の五一まで	"

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三村申吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三内丸山縄文発信の会

三 代表者の氏名

藤川 直迪

四 主たる事務所の所在地

青森市長島四丁目一一の八

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の縄文に関心のある方々に対して、三内丸山遺跡および国内の縄文遺跡に関する情報を発信することにより、縄文の文化・文明としての国際的認知をめざすとともに、縄文遺跡各地のネットワーク化、交流の活発化、地域活性化および、地域文化振興を図る事業を通じて、地域を越え広く縄文を研究する縄文センターの創生に関する普及啓発と、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三村申吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり自然エネルギー普及促進協議会

三 代表者の氏名

佐々木 佳弘

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字奥瀬字小沢口四二五の六

五 定款に記載された目的

この法人は、上北地域の市町村を基幹とし、更に青森県内の全住民を対象に、地域における環境保全及び自然循環型エネルギーの研究開発と、その利用促進の為の啓発活動、自然エネルギーに対する思想普及を行う事により、地域に適したエネルギーの高度利用が追求される地域社会の形成を目指し、以って文明と自然の調和による潤いのある暮らしと、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あさむしゆないてつど

三 代表者の氏名

米田 吉宏

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浅虫字蛸谷六五

五 定款に記載された目的

この法人は、浅虫周辺地区住民及び浅虫温泉に訪れる観光客に対して、青い森鉄道浅虫温泉駅を拠点としたまちづくりを通して駅の利便性の向上、地域情報の共有化や各団体の連携強化を通して観光地としての魅力づくりに関する事業を行い、浅虫温泉地域の観光事業を柱としたまちづくり及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人聖美会

三 代表者の氏名

小野寺 隆治

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡鶴田町大字山道字小泉三 一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び認知症による要介護者が共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
長土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七
項の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	田名部和義	八戸市石堂一丁目四の一七	平成 二四・二・三就任
〃	西村 俊郎	売市四丁目一六の一九	〃
〃	中村 勝光	石堂一丁目三の二三	〃
〃	河村 眞光	大字河原木字小田二二	〃
〃	金浜 一美	大字糠塚字柳ノ下六の二	〃
〃	下村 勇一	長苗代四丁目五の一九	〃
〃	小笠原小治	大字尻内町字尻内二五	〃
〃	中村 昭介	長苗代二丁目一の二三	〃
〃	木村 春男	大字河原木字見立山二の三	〃
〃	高橋 隆二	八太郎三丁目一〇の二六	〃
〃	河原木 昇	日計三丁目六の五九	〃
〃	根城 正人	長根二丁目一の五	〃
〃	清川 和彦	大字尻内町字尻内三四	〃
〃	山道 廣明	大字田面木字下田面木二七	〃
〃	小笠原萬三	河原木七の二一	〃
〃	上村 清孝	長苗代一丁目一の二	〃
〃	後村 森夫	長苗代二丁目七の四	〃
〃	小笠原良治	大字尻内町字尻内四九	〃
〃	西村 隆	売市四丁目六の三一	〃
〃	木村 忠司	八太郎二丁目三の一八	〃
〃	田名部和義	石堂一丁目四の一七	二四・二・二退任
〃	小笠原清志	河原木九の二五	〃
〃	前田 巖	大字田面木字上田面木二六の八	〃
〃	中村 勝光	石堂一丁目三の二三	〃

〃	在家 円次	長苗代一丁目一の三〇	〃
〃	河村 眞光	大字河原木字小田二二	〃
〃	西村 俊郎	売市四丁目一六の一九	〃
〃	金浜 一美	大字糠塚字柳ノ下六の二	〃
〃	下村 勇一	長苗代四丁目五の一九	〃
〃	小笠原小治	大字尻内町字尻内二五	〃
〃	中村 昭介	長苗代二丁目一の二三	〃
〃	木村 春男	大字河原木字見立山二の三	〃
〃	高橋 隆二	八太郎三丁目一〇の二六	〃
〃	河原木 昇	日計三丁目六の五九	〃
〃	根城 正人	長根二丁目一の五	〃
〃	清川 和彦	大字尻内町字尻内三四	〃
〃	小笠原萬三	河原木七の二一	〃
〃	小笠原良治	大字尻内町字尻内四九	〃
〃	後村 森夫	長苗代二丁目七の四	〃
〃	田名部正弘	石堂一丁目五の一六	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭